

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十二号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 委員会の委員等の報酬は、委員長又は会長及び委員の別に支給するものとし、その額は、別表第二に定める報酬の月額に勤務一日につき報酬の日額を加えた額とする。第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第四項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条、第八条関係）

区 分		議員報酬		費用		弁償
				甲地方	乙地方	
区 議 長	月額	一、一三三、〇〇〇円	一四、八〇〇円	食卓料（一夜につき） 三、〇〇〇円	旅費条例の規定の例により算出して得た額。ただし、船賃の三等以上級の区分がある場合は、上級の旅客運賃の額	
	副議長	九六四、〇〇〇円	一三、三〇〇円			
県 議 員	月額	九〇一、〇〇〇円				
	議長	一二二、〇〇〇円				
教 育 委 員 会	委員 長	月額	一一七、〇〇〇円			
		日額	二四、四〇〇円			
	委員	月額	一一二、二〇〇円			
		日額	二四、四〇〇円			
選 挙 管 理 委 員 会	委員 長	月額	一一二、〇〇〇円			
		日額	二四、四〇〇円			
	委員	月額	一一七、〇〇〇円			
		日額	二二、二〇〇円			

海漁区調整委員会				収用委員会				労働委員会				公安委員会				監査委員				人事委員会				
委員		会長		委員		会長		委員		会長		委員		委員長		その他の委員		県議会議員のうちから選任された委員		委員		委員長		
日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	
二二、二〇〇	五三、〇〇〇	二四、四〇〇	六三、〇〇〇	二二、二〇〇	一〇六、〇〇〇	二四、四〇〇	一一二、〇〇〇	二二、二〇〇	一一七、〇〇〇	二四、四〇〇	一一二、〇〇〇	二二、二〇〇	一一七、〇〇〇	二四、四〇〇	一一二、〇〇〇	二二、二〇〇	一四三、〇〇〇	二二、二〇〇	一〇六、〇〇〇	二二、二〇〇	一一七、〇〇〇	二四、四〇〇	一一二、〇〇〇	一一二、〇〇〇
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

一三、一〇〇  
円〇

一一、八〇〇  
円〇

二、六〇〇  
円〇

額に旅費条  
例の規定の  
算出して得  
た例

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

内水面漁業管理委員会			
委員		会長	
月額	月額	月額	月額
二二、二〇〇円	三二、〇〇〇円	二四、四〇〇円	三七、〇〇〇円